

目指す将来像及び第2次生物多様性ふなばし戦略における戦略目標(案)

1. 短期目標の位置づけ

生物多様性ふなばし戦略において、長期目標年である2050(令和32)年度のめざす将来像を掲げています。

第2次戦略においては、めざす将来像の実現に向け、基本方針(3つの柱)の着実な達成を目指し、10年後(2036(令和18)年度)の短期目標を掲げる考えです。

めざす将来像 (長期目標 2050(令和 32)年度)

台地から海へ いのち 水・緑・生命と共に暮らす都市 まち

10年後の目標 (短期目標 2036(令和 18)年度)

基本方針(3つの柱)と目標

- ① 健全な生態系や生物多様性の保全
- ② 自然を活用した地域づくり
- ③ 多様な主体の参画・連携の促進

基本的な施策

具体的な取組

市民・事業者等

リーディング
プロジェクト

市(個別施策)

施策の方向性

船橋市の生物多様性の現状と課題 (資料2)

2. 2050 年に目指す将来像

(1) 次期戦略における設定方針

本戦略がターゲットとする 2050 年に向けた「目指す将来像」および「将来像イメージ」については、現行戦略の理念と目指すべき方向性を継承するため、次期戦略においても変更せず、現行の方針を踏襲いたします。

(2) 現行戦略における「目指す将来像」および「将来像イメージ」

現行戦略で掲げている 2050 年の将来像等は以下のとおりです。

■目指す将来像

いのち まち
台地から海へ 水・緑・生命と共に暮らす都市

■将来像が示す姿のイメージ



3. 短期目標(案)

第2次戦略においては、めざす将来像の実現に向け、基本方針(3つの柱)の着実な達成を目指し、10年後(2036(令和18)年度)の短期目標を掲げます。

みんなが生物多様性を理解し、行動することで、自然が回復し、活用できる^{まち}都市

4. 基本方針(3つの柱)と目標

船橋市の生物多様性の現状と課題及び施策の方向性を踏まえ、基本方針(3つの柱)と基本方針毎の目標を掲げます。

基本方針① 健全な生態系や生物多様性の保全	
目標	多様な自然環境とそこに育まれる生物多様性の保全が図られています。また、地下水涵養の促進、水質の保全が進み、健全な水循環が確保され、樹林地、畑地、水田、河川、緑地をつなげることで生態系のネットワークの形成が図られ、ネイチャーポジティブが実現しています。

(将来の達成状況)

重要な生態系の保全や侵略的外来種対策などの生物多様性の保全のための取組が進み、船橋市の台地から浅海域までを結ぶ多様な自然環境と自然環境ごとに生息・生育する生き物が保全され回復しています。

また、多様な主体による樹林地、農地、河川等の継続的な管理や自然環境モニタリングが実施されています。

基本方針② 自然を活用した地域づくり	
目標	グリーンインフラや NbS の考え方に立った気候変動対策やまちづくりが促進され、生物多様性の恵みが持続可能な方法で利用されることで、市民の Well-being が向上しています。

(将来の達成状況)

自然を活かした散歩道や水辺空間など整備・利用促進によって、市民が日常的に自然にふれあっています。また、生物多様性に配慮した農業・漁業や生物多様性に関連した文化芸術活動が行われ、自然を活用したまちづくりが進んでいます。

さらに、樹林や農地による雨水浸透の促進やヒートアイランド対策など、気候変動等に伴う課題に対して、自然の多様な機能を活用した社会資本であるグリーンインフラの活用が進んでいます。

基本方針③ 多様な主体の参画・連携の促進	
目標	“生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な取組”を市民一人ひとりが認識し、行動しており、また、取組を推進するための中心となる人材が育っています。さらに、市民、事業者などの多様な主体が行う個々の取組が支援されると共に、主体間の連携と協働による取組が行われています。

(将来の達成状況)

様々な普及啓発・環境教育に関する取組により、市民ひとりひとりが生物多様性の恩恵と生物多様性を守るための行動について認識しており、商品は生物多様性に配慮して購入するなどの行動を日常的に実行しています。また、生物多様性の取組を推進するための中心となる人材が市民・事業者の中に育成され、こうした人材が中心となり、生涯学習や学校教育の場で自然体験学習などを実施し、豊かな生物多様性とその恵みを次の世代へと引き継いでいます。

さらに、多様な主体間で人の交流や情報の交換を進め、みんなが参加し、連携・協働しながら生物多様性の取組を行っています。さらに、船橋市内だけでなく、国や県、近隣自治体などとも連携・協働しながら広域的な課題に対して取組を進めています。

5. 地域別の将来像

「地域別の現状と課題」と基本方針(3つの柱)を踏まえ、地域別の将来像を掲げます。

■印旛沼流域の自然豊かな地域

- 流域内で多自然川づくりが進み、豊かな水辺や湿地環境に多様な生き物が生息・生育しています。
- 農地や谷津田などの自然環境が維持・保全され、食料生産だけでなく、防災・減災や環境教育といった自然の多面的機能が発揮されています。
- 宅地開発などによる生息・生育環境の損失が抑制され、貴重な自然環境や景観が維持されています。
- 樹林地や谷津の自然を活かした市民活動や環境学習が活発に行われています。

■海老川流域の自然豊かな地域

- 谷津田や斜面林の保全により、台地からの貴重な湧水環境が維持され、多様な生き物の生息・生育の場所になるだけでなく、防災・減災や環境教育といった自然の多面的機能が発揮されています。
- 宅地開発などによる生息・生育環境の損失が抑制され、貴重な自然環境や景観が維持されています。
- 樹林地や谷津の自然を活かした市民活動や環境学習が活発に行われています。

■自然が混在する都市部周辺

- 自然豊かな地域と都市部をつなぐ緩衝帯として、モザイク状の自然環境が維持され、生き物の重要な生態系ネットワークとして機能しています。
- 台地上の畑地や果樹園などの農地、斜面林、公園が保全され、身近な生き物の多様な生息・生育空間が守られています。

■三番瀬エリア

- 干潟や浅海域の環境が守られ、多くの渡り鳥が飛来する「重要湿地」としての機能が維持されています。
- 三番瀬の豊かな海の自然を活かした環境学習や体験活動が行われ、市民や来訪者が海の自然と深くふれあい、学ぶ場となっています。

■都市部

- 社寺林や公園、街路樹などが保全され、市街地の中でも生き物が移動できるようなネットワークが形成されています。
- グリーンインフラが積極的に導入され、雨水浸透機能の向上や、ビオトープなどの創出が進んでいます。